

かまがや消費生活センターだより第56号 理解度チェック【回答】



海産物の強引な電話勧誘トラブル

Q1：断っているのにしつこく勧誘することは、法律で禁止されている。



【答え】 ○

はっきり断っているのに、事業者が繰り返し勧誘をすることは、法律で禁止されています。そのような行為は禁止されていることを伝え、きっぱり断りましょう。

Q2：電話勧誘で断ったはずでも、送られてきた商品は受け取り拒否はできない。



【答え】 ×

断ったにもかかわらず送り付けられた商品については、受け取り拒否可能です。荷物に貼付されている**送り主の名称、所在地および電話番号をメモ**し、スマホで写真を撮り、受け取り拒否しましょう。

Q3：電話勧誘販売の場合は、クーリング・オフが適用されない。

【答え】 ×

電話勧誘販売の場合は、契約してしまっても、特定商取引法に定める書面を受け取った日から数えて**8日以内**は、**クーリング・オフ**ができます。

契約についてや、身に覚えのない請求、不審な電話・メールなど、お困りの際は、**鎌ヶ谷市消費生活センター**にお気軽にご相談ください。

場所：鎌ヶ谷市役所2階商工観光課内

電話：047-445-1246（予約優先）

時間：平日（年末年始・祝日除く）

10時～12時 13時～16時

